



の経利  
払過  
込利  
み子率

(+) 年  
○・九  
パーセント  
に加え、次  
した金額を第  
十八号に規  
る。期日は、  
に払い込む  
る各募集取  
扱機関は、  
もとに規定算  
する。支払は、  
に年率九パ  
セントで行  
われます。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.9}{100} \times \frac{16}{365}$$

(-) 発行時において、  
該式に記載が  
て、該式によ  
り該金額に記  
載しては、該  
金額に該式に  
記載しては、  
該式に記載す  
る。支払は、  
に年率九パ  
セントで行  
われます。

税金の支払は、  
年率九パーセント  
で行われます。  
支払は、年率九  
パーセントで行  
われます。

初期利子

規下は払し払平  
定、期た期成る税人に法す國をかのれに中れに  
す次そが金と二こ率が當算入る債乗ら算式に中  
る号の銀額し十とを適該式で者を當該式に中  
期及翌行を、一が乗用非にあが發金金によつ  
日び営休支次年でじたを居より非行金額によつ  
に第業業払の十きた受住り場合居時(たに算  
つ十日日う算二る金け者算にたに算)載てが  
い五にに。式月。額にに。式月。額にに。式月。  
て号支当たに二(たに二)る又出はおだ百出は  
同に払ただよ十を所はし、又いし分し、は替泉そ  
じおうるしり日控得外た前はて、のた前記口徵の  
。いへと、算を除税国金記はて、のた前記口徵の  
。て以き支出支すの法額(-)國得該十額(-)さ簿さ子

十  
八  
七  
六  
五  
十  
四

払  
込  
期  
所  
日  
払  
利  
還  
金  
支  
額  
元  
場  
所  
期  
支  
額  
償  
還  
金  
期  
限  
償  
償  
の  
利  
期  
子  
以

額面金額  $\times \frac{0.9}{100} \times \frac{1}{2}$

平 日 額 平 る い 日 毎  
成 本 面 成 利 て を 年  
二 銀 金 二 子 、 支 六  
十 行 額 十 を そ 払 月  
一 百 六 支 の 期 二  
年 円 年 払 日 と 十  
七 に 六 う 以 し 日  
月 つ 月 。 前 、 及  
六 き 二 六 各 び  
日 百 十 月 支 十  
円 日 間 払 二  
に 期 月  
属 に 二  
す お 十